株式会社筑波銀行

証券コード：8338

第97期 定時株主総会 招集ご通知

■日時　2021年６月24日（木曜日）午前10時
（午前９時開場）

■場所　茨城県つくば市竹園一丁目７番
当行つくば本部ビル 10階 大会議室

※株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめとさせていただいております。

Tsukuba Bank

目次

■第97期定時株主総会招集ご通知 …… 1

■株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件 …… 7

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件 …… 14

第3号議案　監査等委員である取締役６名選任の件 …… 21

第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 …… 28

第5号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 …… 29

第6号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 …… 30

【添付書類】

■第97期事業報告 …… 33

■計算書類 …… 58

■連結計算書類 …… 64

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考え、昨年同様、縮小した規模で開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット、スマート行使等により、事前の議決権行使をいただき、ご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会会場において、感染予防のための対応をお願いする場合もございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申しあげます。

証券コード　8338
2021年６月４日

株 主 各 位

茨城県土浦市中央二丁目11番７号
株 式 会 社　筑 波 銀 行
取締役頭取　生　田　雅　彦

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述３～４頁のご案内にしたがって、2021年６月23日（水曜日）営業時間終了（午後５時）までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月24日（木曜日）午前10時

２．場　　所　茨城県つくば市竹園一丁目７番
当行つくば本部ビル　10階　大会議室

３．目 的 事 項

報 告 事 項　１．第97期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
２．第97期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役６名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.tsukubabank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

①計算書類の個別注記表

②連結計算書類の連結注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.tsukubabank.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使について



株主総会ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

開催日時　2021年６月24日（木曜日）午前10時

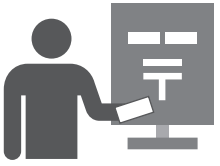

郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限　2021年６月23日（水曜日）午後５時到着分まで



インターネットによる議決権行使

詳細は次頁をご覧ください

当行指定の**議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　2021年６月23日（水曜日）午後５時まで

重複行使の取扱い

- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使プラットフォームについて
  管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限 2021年６月23日（水曜日）午後５時まで

1 「スマート行使」による方法

・同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。

・「スマート行使」による議決権行使は１回限りです。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください



同封の議決権行使書用紙右下に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**１回に限り**議決権を行使できます。

2 ID・パスワード入力による方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
▶ 「インターネットによる議決権行使について」左クリックしてお読みのうえ 次へすすむ ボタンを押す

2 「議決権行使コード」および「パスワード」にてログイン
▶ 3 以降、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

※ インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
0120-768-524
（平日 ９：00～21：00）

左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
0120-288-324
（平日 ９：00～17：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

【第１号議案から第６号議案に共通する参考事項】

当行は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行いたしたいと存じます。本招集ご通知の７ページから32ページに記載の第１号議案から第６号議案は、いずれも当該移行に関する議案ですので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の概要および当行が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する理由についてご説明申しあげます。

■監査等委員会設置会社の概要

○　監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいい、監査役や監査役会を置くことはできません。

○　監査等委員会は、３名以上の監査等委員である取締役で構成され、かつ、その過半数は社外取締役でなければなりません。

○　監査等委員以外の取締役の任期は１年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は２年となります。

○　監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、株主総会に提出する取締役の選任・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他、重要な業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除きます。）に関与します。また、監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員以外の取締役の選任・解任や報酬について、株主総会で意見を述べる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会と異なり、監督機能を併有することとなります。

○　監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等において、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、委任を受けた取締役が業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。一方で、取締役会は個別の業務執行の決定を行わない分、業務執行者に対する監督機能に注力することが可能となります。

■移行する理由
当行は、監査等委員会設置会社に移行することで、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含みます。）に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能をより強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、さらなる企業価値向上を図ってまいります。

■第１号議案から第６号議案について
監査等委員会設置会社に移行するためには、定款を変更する必要がありますので、第１号議案「定款一部変更の件」において、ご提案するものであります。
また、監査等委員会設置会社に移行しますと、現在の取締役の任期が満了いたしますとともに、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第２号議案では監査等委員以外の取締役の選任を、第３号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。
さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等に係る事項も、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めなければならないことから、第４号議案では監査等委員以外の取締役の報酬等の額の設定を、第５号議案では監査等委員である取締役の報酬等の額の設定を、また、第６号議案では監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度による報酬等に係る事項の決定を、それぞれご提案するものであります。

第１号議案　定款一部変更の件

１　提案の理由

（１）当行は、権限委譲による意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

（２）上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更等、その他所要の変更を行うものであります。

２　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機　　関）	（機　　関）
第４条　当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条　当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削　除） （３）会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第11条　（条文省略）	第６条～第11条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第２章の２　第三種優先株式	第２章の２　第三種優先株式
（第三種優先期末配当金）	（第三種優先期末配当金）
第12条　当銀行は、定款第47条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式を有する株主（以下第三種優先株主という）または第三種優先株式の登録株式質権者（以下第三種優先登録株式質権者という）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式１株につき、１株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金（以下第三種優先期末配当金という）を支払う。配当年率は、８％を上限とする。 ただし、当該事業年度において第12条の２に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。	第12条　当銀行は、定款第42条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式を有する株主（以下第三種優先株主という）または第三種優先株式の登録株式質権者（以下第三種優先登録株式質権者という）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式１株につき、１株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金（以下第三種優先期末配当金という）を支払う。配当年率は、８％を上限とする。 ただし、当該事業年度において第12条の２に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
２．～３．項　（条文省略）	２．～３．項　（現行どおり）
（第三種優先中間配当金）	（第三種優先中間配当金）
第12条の２　当銀行は、第48条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式１株につき、第三種優先期末配当金の額の２分の１を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において第三種優先中間配当金という）を支払う。	第12条の２　当銀行は、第43条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式１株につき、第三種優先期末配当金の額の２分の１を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において第三種優先中間配当金という）を支払う。
第12条の３～第12条の６ （条文省略）	第12条の３～第12条の６ （現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第２章の３　第四種優先株式	第２章の３　第四種優先株式
（第四種優先期末配当金）	（第四種優先期末配当金）
第12条の７　当銀行は、定款第47条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主（以下第四種優先株主という）または第四種優先株式の登録株式質権者（以下第四種優先登録株式質権者という）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式１株につき、第四種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）に、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金（以下第四種優先期末配当金という）を支払う。配当年率は、８％を上限とする。 ただし、当該事業年度において第12条の８に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。	第12条の７　当銀行は、定款第42条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主（以下第四種優先株主という）または第四種優先株式の登録株式質権者（以下第四種優先登録株式質権者という）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式１株につき、第四種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）に、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金（以下第四種優先期末配当金という）を支払う。配当年率は、８％を上限とする。 ただし、当該事業年度において第12条の８に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
２．～３．項　（条文省略）	２．～３．項　（現行どおり）
（第四種優先中間配当金）	（第四種優先中間配当金）
第12条の８　当銀行は、第48条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式１株につき、第四種優先期末配当金の額の２分の１を上限とする金銭（本定款において第四種優先中間配当金という）を支払う。	第12条の８　当銀行は、第43条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式１株につき、第四種優先期末配当金の額の２分の１を上限とする金銭（本定款において第四種優先中間配当金という）を支払う。
第12条の９～第12条の15 （条文省略）	第12条の９～第12条の15 （現行どおり）
（除斥期間）	（除斥期間）
第12条の16　第49条の規定は、第三種優先期末配当金、第三種優先中間配当金、第四種優先期末配当金および第四種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。	第12条の16　第44条の規定は、第三種優先期末配当金、第三種優先中間配当金、第四種優先期末配当金および第四種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

現　行　定　款	変　更　案
第３章　株主総会 第13条～第20条　（条文省略）	第３章　株主総会 第13条～第20条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会 （取締役の員数） 第21条　当銀行の取締役は、15名以内とする。	第４章　取締役および取締役会 （取締役の員数） 第21条　当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。
（新　設）	２．当銀行の監査等委員である取締役は、8名以内とする。
（取締役の選任） 第22条　取締役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（取締役の選任） 第22条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
２．項　（条文省略）	２．項　（現行どおり）
（取締役の任期） 第23条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第23条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	４．補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（役付取締役） 第24条　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役頭取各１名、取締役副会長、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（役付取締役） 第24条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役頭取各１名、取締役副会長、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
第25条　　（条文省略）	第25条　　（現行どおり）
（取締役の報酬等）	（取締役の報酬等）
第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。	第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役会の権限）	（取締役会の権限）
第27条　取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。	第27条　取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。
（新　設）	2．前項の定めにかかわらず、当銀行は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の招集）	（取締役会の招集）
第28条　　（条文省略）	第28条　　（現行どおり）
2．取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	2．取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
3．取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。	3．取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
第29条～第32条　　（条文省略）	第29条～第32条　　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役の員数）	（削　除）
第33条　当銀行の監査役は、５名以内とする。	
（監査役の選任）	（削　除）
第34条　監査役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
（監査役の任期）	（削　除）
第35条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	

現　行　定　款	変　　更　　案
2．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
（常勤の監査役） 第36条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第33条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役の報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第38条　監査役会の招集通知は、会日の３日前に各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2．監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第34条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前に各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2．監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
（監査役会の決議） 第39条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもってこれを行う。	（監査等委員会の決議） 第35条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
（監査役会規程） 第40条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役会の議事録） 第41条　監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。	（監査等委員会の議事録） 第37条　監査等委員会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
（監査役との責任限定契約） 第42条　当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
（会計監査人の選任および任期）	（会計監査人の選任および任期）
第43条　会計監査人は、株主総会の決議により選任する。	第38条　会計監査人は、株主総会の決議により選任する。
２．～３．項　　（条文省略）	２．～３．項　　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等）	（会計監査人の報酬等）
第44条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	第７章　計算
（事業年度）	（事業年度）
第45条　当銀行の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。	第40条　当銀行の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
（剰余金の配当等の決定機関）	（剰余金の配当等の決定機関）
第46条　当銀行は、自己株式の取得、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。	第41条　当銀行は、自己株式の取得、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（期末配当の基準日等）	（期末配当の基準日等）
第47条　当銀行の剰余金の期末配当の基準日は、毎年３月31日とするほか、別に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第42条　当銀行の剰余金の期末配当の基準日は、毎年３月31日とするほか、別に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当）	（中間配当）
第48条　当銀行は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として、中間配当をすることができる。	第43条　当銀行は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として、中間配当をすることができる。
（配当金の除斥期間）	（配当金の除斥期間）
第49条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から５年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。	第44条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から５年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役10名全員は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当行における地位
1	再任	藤川雅海（ふじかわまさみ）	取締役会長
2	再任	生田雅彦（いくたまさひこ）	取締役頭取
3	再任	越智悟（おちさとる）	取締役副頭取
4	再任	篠原智（しのはらさとる）	取締役専務
5	再任	木村伊知郎（きむらいちろう）	常務取締役
6	再任	瀬尾達朗（せおたつろう）	常務取締役
7	再任	菊池謙一（きくちけんいち）	取締役
8	新任	長島明伸（ながしまあきのぶ）	上席執行役員
9	再任	根本祐一（ねもとゆういち） 社外取締役候補者 独立役員	社外取締役

候補者番号 1

藤川 雅海（ふじかわ まさみ） (1952年10月13日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 160,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月	関東銀行入行
2002年 2 月	関東銀行ひたちなか支店長
2003年 4 月	関東つくば銀行ひたちなか支店長
2003年 9 月	関東つくば銀行研究学園都市支店長兼研究学園都市支店つくばアッセ出張所長
2004年 7 月	関東つくば銀行総合企画部長
2006年 6 月	関東つくば銀行取締役総合企画部長
2007年 6 月	関東つくば銀行常務取締役総合企画部長
2007年 7 月	関東つくば銀行常務取締役
2008年 4 月	関東つくば銀行専務取締役
2010年 3 月	当行専務取締役
2011年 4 月	当行取締役副頭取
2012年 6 月	当行取締役頭取
2019年 6 月	当行取締役会長（現職）

取締役候補者とした理由

藤川雅海氏は、経営企画部門等の統括を歴任後、2006年6月に取締役（旧関東つくば銀行）へ就任。その後も、事務部門、市場金融部門、監査部門等を統括し、また、全国地方銀行協会の理事などの要職を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2012年6月から当行の代表取締役頭取として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や見識を活かすことにより、2019年6月に代表取締役会長、2020年6月より現職の取締役会長へ就任。引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 2

生田 雅彦（いくた まさひこ） (1960年10月12日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 80,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	関東銀行入行
2006年 4 月	関東つくば銀行石岡支店長
2007年 7 月	関東つくば銀行総合企画部副部長
2010年 3 月	当行総合企画部副部長兼共同化推進室長
2010年 8 月	当行神栖支店長兼営業本部上席主任調査役
2012年 7 月	当行執行役員総合企画部長
2014年 4 月	当行上席執行役員総合企画部長
2015年 4 月	当行上席執行役員営業本部長
2015年 6 月	当行取締役営業本部長
2016年 4 月	当行常務取締役
2017年 6 月	当行常務取締役　総合企画部・事務統括部・事務集中部・秘書室担当
2018年 6 月	当行取締役副頭取　監査部担当
2019年 4 月	当行取締役副頭取
2019年 6 月	当行取締役頭取（現職）

取締役候補者とした理由

生田雅彦氏は、経営企画部門、営業部門等の統括を歴任後、2015年6月に取締役へ就任。その後も事務部門、監査部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月から当行の代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、2019年6月より現職の代表取締役頭取へ就任。就任以降も、力強いリーダーシップで全行を牽引し、構造改革、企業価値向上に取り組んでまいりました。引き続きその経験や知見を活かすことにより、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に期待できる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 3

越智（おち） 悟（さとる） （1960年11月15日生）

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 68,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	茨城相互銀行入行
2006年 6 月	茨城銀行竜ヶ崎支店長
2008年 6 月	茨城銀行事務部長
2010年 3 月	当行上席執行役員事務部・人事部担当
2011年 4 月	当行上席執行役員ブロック長(牛久ブロック担当)
2011年10月	当行上席執行役員ブロック長(水戸ブロック担当)
2012年 4 月	当行上席執行役員事務統括部長
2013年 4 月	当行常務執行役員営業本部長
2015年 4 月	当行常務執行役員市場金融部・総務部担当
2015年 6 月	当行常務取締役
2017年 6 月	当行常務取締役　人事総務部・市場金融部担当
2018年 6 月	当行取締役専務　人事総務部・市場金融部担当
2019年 4 月	当行取締役専務　市場金融部担当
2020年 6 月	当行取締役副頭取　市場金融部担当(現職)

取締役候補者とした理由

越智悟氏は、事務部門、営業部門、市場金融部門等の統括を歴任後、2015年6月に取締役へ就任。その後も融資部門、人事総務部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月に代表取締役専務、2020年6月より現職の代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を果たしており、こうした見識を活かすことにより、当行取締役会の意思決定・監督機能向上に向けて高い経営能力に基づく経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 4

篠原（しのはら） 智（さとる） （1961年4月22日生）

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 57,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	関東銀行入行
2005年 4 月	関東つくば銀行谷田部支店長
2007年10月	関東つくば銀行法人部副部長
2010年 3 月	当行営業統括部副部長兼資産運用推進室長
2010年10月	当行筑西支店長
2012年 7 月	当行執行役員筑西支店長兼下館支店長
2012年11月	当行執行役員営業本部副本部長
2014年 4 月	当行上席執行役員営業本部副本部長
2015年 4 月	当行上席執行役員営業推進部長兼地区本部長
2015年 7 月	当行常務執行役員営業推進部長兼地区本部長
2015年10月	当行常務執行役員営業推進部長
2016年 4 月	当行常務執行役員営業本部長
2016年 6 月	当行取締役営業本部長
2017年 6 月	当行常務取締役営業本部長
2018年 6 月	当行専務取締役営業本部長
2019年 4 月	当行専務取締役　人事総務部・事務統括部・事務集中部担当
2020年 6 月	当行取締役専務　人事総務部担当（現職）

取締役候補者とした理由

篠原智氏は、営業部門等の統括を歴任後、2016年6月に取締役へ就任。その後も人事総務部門、事務部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月に専務取締役、2020年6月より現職の代表取締役専務を務め、その職務・職責を果たしており、こうした見識を活かすことにより、当行取締役会の意思決定・監督機能向上に向けて高い経営能力に基づく経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 5

木村 伊知郎（きむら いちろう） (1959年11月7日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 45,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	茨城相互銀行入行
2000年 6 月	茨城銀行常北支店長
2002年 4 月	茨城銀行総合企画部主任調査役
2003年 6 月	茨城銀行江戸崎支店長
2003年10月	茨城銀行江戸崎支店長兼美浦支店長
2006年 6 月	茨城銀行高萩支店長
2007年 6 月	茨城銀行牛久支店長
2008年 6 月	茨城銀行竜ヶ崎支店長
2010年 1 月	茨城銀行営業統括部副部長
2010年 3 月	当行営業本部ブロック長（鹿嶋ブロック担当）
2011年 4 月	当行水戸営業部長
2012年 7 月	当行執行役員水戸営業部長
2014年 4 月	当行上席執行役員営業本部副本部長
2015年 4 月	当行上席執行役員地区本部長
2016年 4 月	当行上席執行役員営業推進部長
2017年 4 月	当行常務執行役員営業副本部長
2017年 6 月	当行常務取締役　融資部・リスク統括部担当（現職）

取締役候補者とした理由

木村伊知郎氏は、営業部門等の統括を歴任後、2017年6月に取締役へ就任。その後も融資部門、リスク統括部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした見識を活かすことにより、当行の経営に向け多様な専門性や能力を持った取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 6

瀬尾 達朗（せお たつろう） (1963年8月28日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 41,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月	関東銀行入行
2005年 7 月	関東つくば銀行大みか支店長
2007年10月	関東つくば銀行ひたちなか支店長
2010年 3 月	当行ひたちなか支店長
2011年10月	当行日立支店長
2013年 4 月	当行融資部長
2014年 4 月	当行執行役員融資部長
2015年10月	当行執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2016年 4 月	当行上席執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2017年 6 月	当行取締役本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2018年 6 月	当行常務取締役　総合企画部・秘書室担当（現職）

取締役候補者とした理由

瀬尾達朗氏は、融資部門等の統括を歴任後、2017年6月に取締役へ就任。その後も経営企画部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした見識を活かすことにより、当行の経営に向け多様な専門性や能力を持った取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 7

菊池謙一（きくち けんいち）（1962年10月８日生）

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式　20,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年４月　関東銀行入行
2005年７月　関東つくば銀行総合企画部主任調査役
2008年４月　関東つくば銀行総合企画部部長代理
2010年３月　当行総合企画部副部長
2013年４月　当行システム統括部長
2015年４月　当行事務統括部長
2017年４月　当行執行役員事務統括部長
2019年４月　当行上席執行役員事務統括部長
2020年６月　当行取締役　事務統括部・事務集中部担当（現職）

取締役候補者とした理由

菊池謙一氏は、システム関連部門と事務関連部門の統括を歴任後、2020年6月に取締役へ就任。また、経営企画部門の主計関連に携わった豊富な経験と幅広い知識を有しております。こうした豊富な見識を活かすことにより、特に、金融ＩＴの高度化に関する専門性や知見を高い水準で有しており、取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号
8

長島 明伸（ながしま あきのぶ） (1965年6月28日生)

新任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 22,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月	関東銀行入行
2005年 7月	関東つくば銀行人事部部長代理
2008年 4月	関東つくば銀行東京支店長兼総合企画部東京事務所長
2010年 3月	当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長
2010年 8月	当行総合企画部副部長兼共同化推進室長兼東京事務所長
2011年 5月	当行総合企画部副部長兼共同化推進室長
2014年 4月	当行筑西エリア長兼筑西支店長兼下館支店長
2016年 4月	当行執行役員筑西エリア長兼筑西支店長兼下館支店長
2017年 4月	当行執行役員人事総務部長
2018年 4月	当行上席執行役員人事総務部長
2019年 4月	当行上席執行役員本店営業部エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2019年 9月	当行上席執行役員本店営業部エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長兼霞ヶ岡支店長
2020年 3月	当行上席執行役員本店営業部エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長兼霞ヶ岡支店長兼桜町支店長兼真鍋支店長
2021年 4月	当行上席執行役員営業副本部長(現職)

取締役候補者とした理由

長島明伸氏は、これまで、総合企画部副部長、筑西エリア長兼筑西支店長、執行役員人事総務部長、上席執行役員本店営業部エリア長兼本店営業部長等を歴任し、豊富な業務経験と幅広い能力を有しております。特に営業店と経営企画部門とのバランスのとれた知識・経験を活かし取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することができ、当行取締役会に欠かせない必要な人物と判断し、新たに取締役候補者としました。

候補者番号 9

根本祐一（ねもと ゆういち）（1952年９月30日生）

再任　社外取締役候補者　独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式　3,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年４月　茨城県信用保証協会入協
2006年４月　同協会本店営業部長
2008年４月　同協会土浦支店長
2011年４月　同協会監事
2015年３月　同協会監事　退任
2015年４月　同協会理事
2016年３月　同協会理事　退任
2016年４月　同協会参与　指導検査室長委嘱
2018年３月　同協会　退職
2019年６月　当行取締役（非常勤）（現職）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

根本祐一氏は、長年にわたり茨城県信用保証協会に勤務し、理事を歴任。県内の中小企業および小規模事業者の金融円滑化に携わり、地域経済活性化の発展に貢献しました。2019年6月に社外取締役へ就任後、これまでの経験や知見を活かし、その職務・職責を果たしております。今後も報酬諮問委員会の議長としての経験を活かすとともに、中立的な立場で地域経済動向と銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能等が期待できる人物と判断し、引き続き社外取締役候補者としました。

（注）1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 根本祐一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 根本祐一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり再任された場合、独立役員となる予定であります。
4. 根本祐一氏は、現在、当行の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間において、会社法第423条第1項に定める責任について、当該社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとしております。
本総会において、社外取締役の選任が承認された場合、社外取締役との間において当該契約を継続する予定であります。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）との役員等賠償責任保険契約について
当行は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用および損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
本総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任が承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間において当該契約を継続する予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役６名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名			現在の当行における地位
1	新任	尾崎（おざき）　聡（さとし）			常勤監査役
2	新任	杉山（すぎやま）　勉（つとむ）			常勤監査役
3	新任	横井（よこい）　のり枝（え）	社外取締役候補者	独立役員	社外取締役
4	新任	鈴木（すずき）　大輔（だいすけ）	社外取締役候補者	独立役員	社外監査役
5	新任	田宮（たみや）　弘志（ひろし）	社外取締役候補者	独立役員	社外監査役
6	新任	瀬尾（せお）　純一郎（じゅんいちろう）	社外取締役候補者	独立役員	―

候補者番号 1

新 任

尾崎 聡（おざき さとし）（1962年３月24日生）

候補者の有する当行の株式数

普通株式　42,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月　関東銀行入行
2007年 7 月　関東つくば銀行融資部副部長
2010年 3 月　当行融資部副部長
2010年 8 月　当行牛久支店長
2011年10月　当行融資管理部長
2012年 7 月　当行融資部長
2013年 4 月　当行執行役員融資本部副本部長
2013年 7 月　当行執行役員融資本部長
2014年 4 月　当行上席執行役員融資本部長
2015年 6 月　当行取締役融資本部長
2016年 4 月　当行取締役
2017年 6 月　当行常勤監査役（現職）

取締役候補者とした理由

尾崎聡氏は、融資部門等の統括を歴任後、2015年6月に取締役へ就任。その後も融資部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2017年6月より常勤監査役としてその職務・職責を果たしております。これらの豊富な経験や知見を当行の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行することができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号 2

新 任

杉山 勉（すぎやま つとむ）（1961年10月29日生）

候補者の有する当行の株式数

普通株式　22,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月　茨城相互銀行入行
2001年10月　茨城銀行赤塚支店長
2005年 4 月　茨城銀行小山支店長
2005年 5 月　茨城銀行営業統括部主任調査役
2005年 6 月　茨城銀行東海支店長
2007年 4 月　茨城銀行本店営業部部長代理
2009年 4 月　茨城銀行綾瀬支店長
2010年 3 月　当行綾瀬支店長
2010年 8 月　当行東京支店長
2011年10月　当行牛久支店長
2012年11月　当行事務統括部長
2014年 4 月　当行執行役員水戸営業部長
2016年 4 月　当行上席執行役員地区本部長
2018年 7 月　当行上席執行役員営業推進部長
2019年 4 月　当行上席執行役員営業副本部長
2019年 6 月　当行常勤監査役（現職）

取締役候補者とした理由

杉山勉氏は、事務部門、営業部門等を統括するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を活かすことにより、2019年6月より常勤監査役としてその職務・職責を果たしております。これらの豊富な経験や知見を当行の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行することができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号 3

横井（よこい） のり枝（え）　(1972年6月27日生)

新任　社外取締役候補者　独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式　6,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 3 月　アンダーセンコンサルティング入社
2000年 6 月　同社　退社
2000年 7 月　株式会社トークス入社
2003年 6 月　同社　退社
2003年 7 月　財団法人流通経済研究所入所
2011年 3 月　同法人　退所
2011年 4 月　流通経済大学流通情報学部　専任講師
2014年 4 月　流通経済大学流通情報学部　准教授
2016年 6 月　当行取締役（非常勤）（現職）
2019年 3 月　流通経済大学流通情報学部　准教授退任
2019年 4 月　日本大学経済学部　准教授（現職）
2019年 4 月　流通経済大学流通情報学部　講師（非常勤）
2020年 3 月　流通経済大学流通情報学部　講師（非常勤）退任

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

横井のり枝氏は、経営コンサルタント企業や経済研究所を通じて経済産業界の研究に長年携わりその後、大学教育界へ転身。私立大学准教授として地域社会および国際社会の発展に貢献できる人材育成や地域経済の活性化に関する積極的な社会活動への参画も行っております。2016年6月に社外取締役へ就任後、これまでの経験や知見を活かし、その職務・職責を果たしております。経営諮問委員会・指名諮問委員会の議長としての経験を活かすとともに、地域活性化等専門的見地による銀行の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。

候補者番号 4

鈴木（すずき） 大輔（だいすけ）　(1972年5月30日生)

新任　社外取締役候補者　独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式　3,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 4 月　司法修習生
2001年10月　検事任官
2012年11月　湊総合法律事務所入所
2017年 7 月　湊総合法律事務所退所
2017年 8 月　渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所（現職）
2019年 6 月　当行監査役（非常勤）（現職）

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

鈴木大輔氏は、長年にわたり検事、弁護士として、法律的分野において豊富な経験と幅広い専門的知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、2019年6月から社外監査役としてその職務・職責を果たしております。弁護士として専門的見地による銀行の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。

候補者番号
5

田宮 弘志（たみや ひろし）（1957年10月28日生）

新任　社外取締役候補者　独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式　1,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年４月　日本火災海上保険株式会社入社
2005年４月　日本興亜損害保険株式会社福井支店長
2007年６月　同社本店営業第四部長
2012年４月　同社執行役員北海道本部長
2013年４月　同社執行役員北海道本部長兼株式会社損害保険ジャパン執行役員北海道本部長
2014年４月　同社取締役常務執行役員兼同社常務執行役員
2014年９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）取締役常務執行役員
2015年４月　同社常務執行役員
2016年３月　同社退社
2016年６月　電気興業株式会社社外常勤監査役
2020年６月　当行監査役（非常勤）（現職）
2020年６月　電気興業株式会社社外常勤監査役退任
2020年６月　同社社外監査役（現職）
2020年６月　トーア再保険株式会社社外取締役（現職）

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

田宮弘志氏は、長年にわたり保険会社に勤務し、取締役常務執行役員および上場企業の常勤監査役等を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、2020年6月から社外監査役としてその職務・職責を果たしております。企業経営者として豊富な知見や経験を活かし、銀行の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。

候補者番号 6

瀬尾（せお） 純一郎（じゅんいちろう） (1948年12月27日生)

新任 | 社外取締役候補者 | 独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式 一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年４月	日本銀行入行
1991年５月	同行調査統計局参事補
1993年５月	同行人事局総務課長
1995年５月	同行青森支店長
1998年４月	同行考査局考査役
1998年５月	同行人事局参事兼経営企画室参事
1998年７月	同行考査局考査役
1998年10月	同行福岡支店長
2001年６月	同行退職
2001年６月	萬有製薬㈱管理本部情報システム部長
2003年12月	同社退社
2004年１月	中小企業信用リスク情報データベース運営協議会事務局長
2004年５月	同社理事
2004年５月	㈱サンワドー（現ＤＣＭサンワ㈱）非常勤監査役
2005年４月	有限責任中間法人ＣＲＤ協会副代表理事
2009年６月	同法人退社
2009年６月	㈱千葉銀行常勤監査役
2013年６月	同行退社
2013年７月	㈱ジェイモーゲージバンク取締役副社長
2014年４月	同社取締役社長
2017年６月	同社会長
2017年６月	㈱シンクダイン（現㈱カシワバラ・ハンズ）代表取締役社長
2019年６月	㈱ジェイモーゲージバンク退社
2019年10月	㈱カシワバラ・ハンズ取締役会長
2020年３月	㈱カシワバラ・ハンズ取締役会長退任
2020年４月	㈱カシワバラ・コーポレーション社長室顧問
2020年５月	ＤＣＭサンワ㈱非常勤監査役退任
2021年３月	㈱カシワバラ・コーポレーション社長室顧問退任

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

瀬尾純一郎氏は、長年にわたり日本銀行に勤務し、豊富な経験と金融全般における高度な専門性と見識を有しております。また、金融機関の常勤監査役やコンサルタント業務関係の代表取締役社長を務めるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を活かし、地域経済動向と銀行の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。

（注）1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 横井のり枝氏、鈴木大輔氏、田宮弘志氏、瀬尾純一郎氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 横井のり枝氏、鈴木大輔氏、田宮弘志氏、瀬尾純一郎氏については、東京証券取引所規則に定める独立役員として、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出る予定であります。
4. 横井のり枝氏は、現在、当行の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間において、会社法第423条第1項に定める責任について、当該社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとしております。
本総会において、社外取締役の選任が承認された場合、社外取締役との間において当該契約を継続する予定であります。また、瀬尾純一郎氏が選任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

6. 監査等委員である取締役との役員等賠償責任保険契約について

当行は、監査等委員である取締役との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用および損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

本総会において、監査等委員である取締役の選任が承認された場合、監査等委員である取締役との間において当該契約を継続する予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。また、瀬尾純一郎氏が選任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

＜ご参考＞

「社外役員の独立性に関する基準」

当行における社外役員は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない場合、独立社外役員に該当するものといたします。

1．当行および当行の子会社また当行の関連会社の業務執行取締役、執行役員、または支店長その他の使用人である者（全従業員）。また、過去10年間においてこれらに該当する者。

2．当行を主要な取引先（注１）とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。また、過去５年間においてこれらに該当する者。

3．当行の主要な取引先（注１）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。また、過去５年間においてこれらに該当する者。

4．現在または最近（注２）において、当行の主要株主（注３）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。

5．当行からの役員報酬以外に、当行もしくは当行の子会社または当行の関連会社から、過去３年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等。または、今後得る予定がある者。

6．現在または最近（注２）において、当行の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員である者。

7．一定額を超える寄付金（注４）を当行から受領している、または今後受領する予定がある団体の業務執行者。

8．次に掲げる者（重要でない者（注５）は除く）の近親者（注６）。

・上記２～７に該当する者。

・当行および当行の子会社また当行の関連会社の業務執行取締役、執行役員、または支店長その他の使用人（全従業員）。また、過去５年間においてこれらに該当する者。

（注１）「主要な取引先」の定義
直近事業年度を含む３事業年度各年度の年間連結総売上高（当行の場合は年間連結業務粗利益）の１％以上の取引先をいう。

（注２）「最近」の定義
就任の前１年以内を基準として判定する。

（注３）「主要株主」の定義
当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主をいう。

（注４）「一定額を超える寄付金」の定義
過去３年平均にて年間1,000万円または、当該団体の総収入または経常収益の２％のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

（注５）「重要でない者」の定義
会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

（注６）「近親者」の定義
二親等内の親族をいう。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当行の取締役の報酬等の額は、2009年９月18日開催の株主総会において月額30百万円（年額360百万円）以内、また、業績連動報酬枠は報酬等の額とは別枠で、親会社株主に帰属する当期純利益等を基準として、年間60百万円以内（うち社外取締役分は2百万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、当行は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、当行の業績を踏まえつつ、同業他社や他業態の報酬水準および経済情勢等諸般の事情も考慮するとともに、報酬諮問委員会への諮問を経て、年間360百万円以内と定めることといたしたく存じます。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は10名ですが、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当行は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、当行の業績を踏まえつつ、同業他社や他業態の報酬水準および経済情勢等諸般の事情も考慮するとともに、報酬諮問委員会への諮問を経て、年額72百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件」において、年額360百万円以内とご承認をお願いしておりますが、今般、取締役に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、当行の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決定することといたします。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

本議案についてご承認いただいた場合、当行の役員報酬体系は次のとおりとなります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」、「非金銭報酬」および「業績連動報酬（賞与）」の3つから構成され、「基本報酬」としての固定報酬は年額320百万円以内（うち社外取締役は12百万円以内）、「非金銭報酬」である譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権は年額40百万円以内（社外取締役を除く。）となります。固定報酬と譲渡制限付株式の付与のための報酬額を合わせた取締役の報酬枠の合計は年額360百万円以内となり、報酬枠の上限額について変更はありません。また、これらの報酬枠とは別枠で、親会社株主に帰属する当期純利益等を基準とした「業績連動報酬（賞与）」は年額60百万円以内（社外取締役を除く。）となり、従前との変更はありません。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は8名となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年26万6千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分を

される当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当行の普通株式の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当行の取締役その他当行取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当行の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当行の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当行は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当行の取締役その他当行取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当行の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当行は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合において

は、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当行は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当行は2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決された場合、当行は、同年5月14日開催の取締役会における決議に従い、本日（6月24日）付で上記方針を本議案の内容に沿った形で変更することを予定しております。

また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以　上

添付書類

第97期（2020年４月１日から 2021年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

主要な事業内容

当行は、茨城県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売を行い、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供するとともに、地域の持続的成長に向けた取組みを積極的に展開しております。

金融経済環境

国内経済　2020年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の抑制などの影響により、輸出や個人消費が大きく減少し、厳しい状況となりました。景気の先行きについては、ワクチン接種の状況や社会経済活動の再開などにより、持ち直しの動きがみられるものの、変異株の拡大傾向が顕著となるなど、依然として感染症の収束が見通せないなか、不透明な状況が続くことが見込まれます。

県内経済　茨城県経済は、感染症拡大による海外経済の減速を受けて輸出・生産は大きく減少しました。個人消費は、巣ごもり需要により、底堅く推移したものの、緊急事態宣言に伴う自粛要請等の影響により、飲食・観光業を中心とした事業者の業況は厳しい状況となりました。

金融情勢　長期金利（10年国債利回り）は、年内は0％近辺で安定的に推移しましたが、年度末にかけて米国長期金利が上昇したことに加え、日銀の国債買入減額の憶測から上昇し、一時は2年4ヶ月ぶりの高水準となる0.15％となりました。日経平均株価は、コロナ・ショックにより20,000円台を割り込んでスタートしましたが、その後は、ワクチンの普及による経済活動再開への期待等から30年半ぶりに一時は30,000円台を回復するなど、大きく上昇しました。為替相場は、円高傾向で推移しましたが、年明け以降は円安に振れ、年度末は110円台の動きとなりました。

事業の経過および成果

このようにわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年間となりました。そうした金融経済環境のもと、当行は「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します」という経営理念に基づき、「ファースト・コール・バンク」の実現を掲げ、お客さまが「最初に相談したい銀行」としての存在感の確立を目指してまいりました。

その実現に向けた具体的な施策として、2019年4月にスタートさせた第4次中期経営計画「Rising Innovation 2022 ～選択と集中～」（以降「中計」とします）については、計画2期目を迎え計画のテーマである経営資源の「選択と集中」による基本戦略の3つのイノベーション（サービス品質、経営資源、営業力）に基づく諸施策を着実に履行してまいりました。

「サービス品質のイノベーション」については、コロナ禍で集合研修等が中止となるなか、専門スキルを保有する行員などによるOJTの実施やリモート研修等により、従業員のスキルアップに努めてまいりました。また、感染症拡大防止の観点から、分散勤務や交替勤務を機動的に行い電話やTV会議システムを有効に活用した新たな働き方改革に積極的に取組むとともに、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立を支援してまいりました。さらに、昨年9年ぶりに改正した新人事制度の適正な運用により、一人ひとりが成長や働きがい、働きやすさを実感することで持てる力を十分に発揮できる環境の整備を図ってまいりました。こうした取組みにより、中計の指標でもある「従業員満足度調査」において、「仕事のやりがい」や「お客さまの信頼」の項目を含め調査結果が対前年比で上昇するなど、「サービス品質のイノベーション」の取組効果が着実に表れております。

「経営資源のイノベーション」については、経営資源の「選択と集中」により、店舗・人財・時間・資金等の経営資源を有効に活用するなかで、店舗拠点やグループ組織の見直しに取組んでまいりました。店舗拠点数については、スマートプラザを含めた店舗統廃合やエリア営業体制を積極的に推進した結果、中計スタート時点から24拠点を削減し、3月末で74拠点となり、中計の目標を1年前倒しで達成することができました。また、グループ全体の業務効率化および財務体質強化の観点から、関連子会社2社の見直し（筑波ビジネスサービス㈱の解散および筑波信用保証㈱の全株式譲渡）を実施しました。これらの施策等により、行員数は昨年3月末の1,448名から1,415名と33名削減になりました。併せて、業務効率化等により事務負担を軽減するとともに、収益拡大が期待できる地域・店舗に営業力を集中させることで、さらなる営業力の強化を目指した人員配置を実施してまいりました。さらに、キャッシュレス化の取組みを進めるとともに、新営業店端末システムの更改および営業店窓口への店頭タブレット端末の導入を開始しました。このような取組みにより、営業店業務の効率化・集中化・ペーパーレス化を図り店頭営業を強化するとともに、伝票記入の負担軽減など、お客さまの利便性を高め、お客さま満足度の向上を図りました。

「営業力のイノベーション」については、中計に掲げた「地元中小企業への徹底的な支援」を実践すべく、全てのお取引先に対しコロナ禍の影響をヒアリングし、迅速かつ柔軟な資金繰り支援にグループをあげて対応しております。そして、お客さまの経営課題の解決に向けたM&A等を通じた事業承継支援や本業支援に積極的に取組んでまいりました。このような活動の成果として、当行が最も力を入れている中小企業貸出は、2021年3月末で前年同期比872億円増加の7,392億円と合併後最大の残高となりました。また、お客さまの安定的な資産形成の実現に向けて、「お客さま本位の業務運営（FD)」を定着させる活動を実践してまいりました。さらに、女性の目線を活かした施策として、コロナ禍で苦境にある地元中小企業の販路支援の観点から「ハッピーエールパスポート（地元応援企画編)」を発刊するとともに、福利厚生面の支援を目的として、福利厚生パッケージ「ハッピーエールサポート」の取扱いを開始しました。

また、東日本大震災以降取組んできたSDGs推進プロジェクト『あゆみ』をはじめとした地域振興や地域創生の活動および環境・社会・ガバナンス（ESG）の課題等にも積極的に取組み、地域経済の持続的な発展に尽力しております。その活動の一環として、関連会社である筑波総研(株)と共同で組成したファンドを通じて茨城の産業活性化に挑戦するベンチャー企業等の資金調達を支援しております。また、当行が私募債発行企業から受け取る発行手数料の一部を、SDGsの掲げる17の目標達成に取組む公共性・共益性の高い団体等に寄付または寄贈するサービスを付加した私募債である「地域の未来応援債」および2020年5月に取扱いを開始したコロナ禍にある医療機関を支援する私募債である「地域の医療サポート債」は、お取引先や寄贈先から好評を得て、数多くの引受実績を上げております。

今後も、地域金融機関として金融仲介機能を十分発揮するとともに、地域における共通価値の創造および地域社会の持続的な発展に積極的に取組んでまいります。

以上の取組みの結果、2021年3月期の業績は以下のとおりとなりました。

預金・預り資産

預金は、個人および法人預金が増加したこと等から、前年度末比1,527億80百万円増加し、期末残高は2兆4,044億57百万円となりました。また、預り資産残高は、保険の取扱残高は減少しましたが、投資信託残高が増加したこと等から、前年度末比142億41百万円増加し2,448億15百万円となりました。

貸　出　金

貸出金は、新型コロナウイルス感染症対策融資を中心に中小企業向け貸出が増加したこと等から、期末残高は前年度末比1,290億31百万円増加の1兆8,146億48百万円となりました。

有価証券

有価証券は、国債や外国証券が減少する一方、投資信託が増加したこと等から、期末残高は前年度末比391億円増加の4,762億21百万円となりました。

損　益　面

経常収益は、役務取引等収益は増加しましたが、有価証券利息配当金や国債等債券売却益が減少したこと等から、前年度比18億32百万円減少の355億73百万円となりました。

経常費用は、人件費を中心に営業経費が減少したことに加え、株式等売却損が減少したこと等から、前年度比16億18百万円減少の334億79百万円となりました。

その結果、経常利益は前年度比2億13百万円減少し20億94百万円となりました。

当期純利益は、特別損益に筑波信用保証(株)の全株式譲渡に伴う子会社株式売却益を42億35百万円計上したこと等から、前年度比39億65百万円増加の49億77百万円となりました。

自己資本比率

銀行の健全性を示す自己資本比率については、自己資本の増加に加え、リスク・アセット額が減少したこと等から、前年度末の8.51％から0.63ポイント上昇し、9.14％となりました。

連結業績について

財政状態

当連結会計年度末における連結純資産額は、親会社株主に帰属する当期純利益を17億60百万円計上したことに加え、その他有価証券評価差額金の増加等から、前年度末比70億6百万円増加し1,123億10百万円となりました。

連結総資産額は、銀行単体で現金預け金および貸出金が増加したこと等から、前年度末比3,187億65百万円増加し2兆6,984億15百万円となりました。

経営成績

当連結会計年度における連結経常収益は、前年度比20億27百万円減少し357億91百万円となりました。一方、連結経常費用は、前年度比18億62百万円減少し333億23百万円となりました。その結果、連結経常利益は、前年度比1億64百万円減少し24億67百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比5億37百万円増加の17億60百万円となりました。

剰余金の配当

当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

こうした方針に基づき、当期末の配当金は、株主の皆さまからのご支援にお応えするために、普通株式は1株当たり5円とさせていただきました。なお、第四種優先株式は預金保険機構から「優先配当年率としての資金調達コスト（令和元年度)」が「0.00％」と公表されたことから、1株当たり配当額は「0円」とさせていただきました。

対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、長引くマイナス金利政策と人口減少に伴うマーケット縮小が続くなか、新型コロナウイルス感染症による地域経済への打撃も加わり厳しさを増しています。また、近年急速に進展しているDX（デジタルトランスフォーメーション）により、顧客サービスや業務のデジタル化が求められております。また、低収益環境下において、業務効率化や業務の抜本的な見直しにより、コスト削減を図ることで、経営基盤を強化する必要性が生じています。

2021年度は第4次中期経営計画の最終年度であり、計画の総仕上げとなる重要な1年となります。中計の各施策を着実かつ積極的に推進していくことにより、経営基盤の強化に取組むとともに、地域を支える金融機関として、コロナ禍にある地元中小企業を徹底的に支援してまいります。資金繰り支援はもちろんのこと、これまで培った事業性評価を踏まえたコンサルティング営業をより一層強化し、地元中小企業の本業支援に銀行グループ全体で取組んでまいります。また、お客さまの長期的な資産形成支援として、お客さま一人ひとりに応じた各種金融商品の提供に努めてまいります。さらに、新営業店端末の更改など、ペーパーレス化やデジタル化、業務効率化を推進することで、営業力を強化するとともに、経営資源の「選択と集中」に

よるコスト削減も進めてまいります。加えて、気候変動リスクへの対応を含め、環境・社会・ガバナンス（ESG）や国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の課題にも積極的に取組み、「筑波銀行SDGs宣言」で掲げた地域経済の持続的な発展に貢献することで、持続可能なビジネスモデルの構築に努めてまいります。そして、株主の皆さまとの建設的な対話などを通じ、コーポレートガバナンス態勢の一層の強化を図り、企業価値の向上を図ってまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が始まったものの、新たな変異株の流行が顕著となるなど、依然として収束の見通しが立たない状況です。景気の先行きは不透明であり、地域経済についても厳しい状態が続くものと想定されます。そうしたなか当行は、地域金融機関の役割・責務として、お客さまや地元中小企業を徹底的に支え、支援していくことにより、地域の持続的成長に貢献してまいります。

今後とも、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、当行グループ一丸となり、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	２０１７年度	２０１８年度	２０１９年度	２０２０年度
預金	2,286,223	2,256,981	2,251,676	2,404,457
定期性預金	1,021,389	957,929	894,656	841,729
その他	1,264,834	1,299,051	1,357,019	1,562,727
貸出金	1,632,853	1,646,313	1,685,616	1,814,648
個人向け	495,978	505,222	506,017	499,313
中小企業向け	716,111	713,006	722,296	803,122
その他	420,764	428,083	457,303	512,213
商品有価証券	700	453	436	231
有価証券	571,248	475,116	437,121	476,221
国債	107,030	81,156	69,151	45,649
その他	464,218	393,959	367,969	430,572
総資産	2,421,863	2,403,672	2,381,813	2,697,468
内国為替取扱高	5,905,640	5,750,533	5,867,152	6,072,605
外国為替取扱高	百万ドル 133	百万ドル 111	百万ドル 101	百万ドル 94
経常利益	4,443	1,776	2,308	2,094
当期純利益	2,743	936	1,012	4,977
１株当り当期純利益	円 銭 32 98	円 銭 11 34	円 銭 12 23	円 銭 60 31

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．「１株当り当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済普通株式数で除して算出しております。

（ご参考）連結業績の推移

（単位：百万円）

	２０１７年度	２０１８年度	２０１９年度	２０２０年度
経常収益	40,606	38,119	37,819	35,791
経常利益	4,933	1,995	2,632	2,467
親会社株主に帰属する当期純利益	3,037	1,083	1,223	1,760
純資産額	109,449	110,460	105,303	112,310
総資産	2,420,184	2,401,627	2,379,649	2,698,415

（注） 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,415人
平均年齢	42年2月
平均勤続年数	19年7月
平均給与月額	346千円

（注） 1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数は就業人員数であり、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数

	当年度末
茨城県	136店（うち出張所 8 ）
栃木県	6店
千葉県	4店
埼玉県	0店
東京都	2店
インターネット専業支店	1店
合計	149店（ 〃 8 ）

（注）１．当年度末において、店舗外ＡＴＭを112か所設置しております。
また、セブン銀行との提携によるＡＴＭ全国25,676台（うち県内764台）、E-netとの提携12,611台（うち県内300台）、ローソン銀行との提携13,490台（うち県内218台）、イオン銀行との提携によるＡＴＭ全国6,349台（うち県内251台）が利用可能となっております。
２．行政上の登録店舗数は、149か店となっておりますが、前年度に引き続き経営効率性の観点から、店舗廃合（ブランチ・イン・ブランチ方式）を実施し、5か店の統合を行ったことにより、インターネット専業支店を除いた当年度末の店舗の拠点数は74拠点（前年度末79拠点）となっております。

ロ．当年度新設営業所

新設の営業所はありません。

（注）１．当年度において店舗外ＡＴＭ1か所を新設しております。店舗統合（ブランチ・イン・ブランチ）により、5か所の店舗内ＡＴＭを店舗外ＡＴＭに変更しております。

【店舗外ＡＴＭの新設】

龍ケ崎支店	龍ケ崎市役所出張所

【店舗内ＡＴＭから店舗外ＡＴＭへ変更】

つくば副都心支店	豊里出張所	千代田支店	霞ケ浦出張所
つくば営業部	つくば北出張所	千代田支店	神立出張所
龍ケ崎支店	竜ケ崎ニュータウン出張所		

２．当年度において次のＡＴＭを廃止しました。

【ＡＴＭの廃止】

石岡支店	茨城空港出張所	境支店	境東出張所
つくば営業部	BiViつくば出張所	つくば営業部	学園並木出張所
谷田部支店	島名出張所	古河支店	古河支所出張所

ハ．銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二．銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社あおぞら銀行

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の状況

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,071

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
TfACE端末関連	203
ソフトウェア	2,334

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑波総研株式会社	土浦市中央二丁目11番7号	システム開発業務 リサーチ・コンサルティング業務	百万円 50	% 100.00	――
つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合	土浦市中央二丁目11番7号	投資業務	百万円 446	% 99.00	――
つくば地域活性化2号ファンド投資事業有限責任組合	土浦市中央二丁目11番7号	投資業務	百万円 234	% 99.00	――

(注) 1．上記の重要な子会社等3社は連結対象子会社であります。なお、持分法適用会社は該当ありません。
2．つくば地域活性化2号ファンド投資事業有限責任組合は重要性が増したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
3．筑波ビジネスサービス株式会社は2020年10月31日付で解散し、2021年3月3日付で清算結了しております。
4．筑波信用保証株式会社は2021年3月31日付で当行が保有する同社の全株式を全国保証株式会社へ譲渡したことにより連結対象子会社から除外しております。
5．当連結会計年度の経常収益は357億91百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は17億60百万円であります。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2．地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協、信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
5．株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
6．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の「利用手数料の無料化」を行っております。
7．株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
8．株式会社常陽銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合会ならびに同連合会会員の農業協同組合との提携により、茨城ネット資金センターを設置し、代金回収サービス（略称Ｉ－ＮＥＴ資金サービス）を行っております。
9．じゅうだん会（株式会社筑波銀行、株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2008年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
10. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行および株式会社福井銀行との間で「フィンクロス・パートナーシップ」を締結し、各行のデジタル化の連携・協働を進めております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役および監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

氏　　名	地　　位	担　　当	重要な兼職	その他
藤川　雅海	取締役会長			
生田　雅彦	（代表取締役） 取締役頭取			
越智　　悟	（代表取締役） 取締役副頭取	市場金融部		
篠原　　智	（代表取締役） 専務取締役	人事総務部		
木村 伊知郎	常務取締役	融資部、リスク統括部		
瀬尾　達朗	常務取締役	総合企画部、秘書室		
豊田　高久	常務取締役	営業本部長委嘱		
菊池　謙一	取締役	事務統括部、事務集中部		
横井 のり枝	取締役（社外）		日本大学経済学部准教授	（注）1 （注）4
根本　祐一	取締役（社外）			（注）1 （注）4
尾崎　　聡	常勤監査役			
杉山　　勉	常勤監査役			
堀内　　巧	監査役（社外）		公認会計士堀内巧事務所 三井不動産プライベートリート投資法人 監督役員 株式会社日本レジストリサービス 監査役（社外）	（注）2 （注）3 （注）4
鈴木　大輔	監査役（社外）		渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　弁護士	（注）2 （注）4
田宮　弘志	監査役（社外）		電気興業株式会社　監査役（社外）、トーア再保険株式会社　取締役（社外）	（注）2 （注）4

（注）1．取締役　横井のり枝氏、根本祐一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役　堀内巧氏、鈴木大輔氏、田宮弘志氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役　堀内巧氏は、2020年8月20日付で全国農業協同組合中央会　監事を退任しております。
3．監査役　堀内巧氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．取締役　横井のり枝氏、根本祐一氏および監査役　堀内巧氏、鈴木大輔氏、田宮弘志氏の5名につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
5．取締役　植木誠氏は、2020年6月24日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
6．監査役　篠崎暁氏は、2020年6月24日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する方針

当行は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議により決定することとしております。また、役員賞与については、業績に連動した報酬としての性格を明確にするため、上記の報酬とは別に年間限度額を定めております。

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

年度業績を踏まえつつ同業他社および他業態の役員報酬等も勘案した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を取締役会の諮問機関として設置している社外役員で構成される報酬諮問委員会の意見を最大限尊重して、2021年2月22日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

○基本方針

当行の取締役の報酬は、年度業績を踏まえつつ同業他社および他業態の役員報酬等も勘案した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては役職を踏まえて報酬案を経営陣幹部にて作成し、取締役会の諮問機関として設置している社外役員で構成される報酬諮問委員会の意見を最大限尊重したうえで、適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬は、基本報酬である確定報酬（月額報酬）と業績連動報酬（賞与）にて構成しており、非金銭報酬等は導入しておりません。

○基本報酬の個人別の報酬等の額および支給時期の決定に関する方針

当行の取締役の基本報酬は、月額の確定報酬とし、役職に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

○業績連動報酬の内容および額ならびに支給時期の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当行の業績に反映した現金報酬とし、各事業年度の収益状況を鑑みて各取締役の確定報酬を基準として一律の比率にて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。なお、適宜、当行の業績に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

○取締役の個人別の報酬の額に対する基本報酬および業績連動報酬の割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合については、当行の年度業績を踏まえつつ同業他社および他業態の報酬水準を踏まえて役職毎の報酬案を経営陣幹部にて作成し、報酬諮問委員会において検討を行います。取締役会は報酬諮問委員会の答申を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

ウ．当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定にあたっては、取締役会の諮問機関として設置している社外役員で構成される報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその意見を最大限尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	員数（人）	報酬等の総額（百万円）				
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	その他
取締役	11	208	208	—	—	—
監査役	6	52	52	—	—	—

（注）1．報酬等は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．期末現在の人員は取締役10名（うち社外取締役2名）、監査役5名（うち社外監査役3名）であります。
3．監査役および社外役員の員数および報酬額の総額には、第96期定時株主総会で退任した取締役1名および監査役（社外）1名が含まれております。
4．当行の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2009年9月18日であり、取締役の報酬額については月額30百万円以内、監査役の報酬額については月額6百万円以内と決議しております。当該株主総会終了時点の取締役は14名（うち社外取締役1名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。
5．取締役の個人別の報酬等の決定については、取締役会の委任決議に基づき、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うことが相応しいとの判断から、代表取締役頭取生田雅彦が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。また、取締役会は当該権限が適切に行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ております。
6．報酬の構成は、「基本報酬」、「業績連動報酬（賞与）」としております。構成割合は、「基本報酬」85％、「業績連動報酬（賞与）」15％としております。「業績連動報酬（賞与）」は、会社の業績（親会社株主に帰属する当期純利益の水準等）を鑑みて、各取締役の基本報酬を基準として一律の比率にて算出された額を年次で金銭を支給いたしますが、2009年度以降支給実績はございません。なお、「業績連動報酬（賞与）」については、適宜、業績に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえ見直しを行うこととしております。

（3）責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
横井　のり枝	当行は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠責任を負うものとしております。
根本　祐一	
堀内　　巧	
鈴木　大輔	
田宮　弘志	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

当行は、取締役および監査役を被保険契約者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。

・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

・当該契約の保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
横　井　のり枝	日本大学経済学部　准教授
堀　内　　巧	公認会計士堀内巧事務所 三井不動産プライベートリート投資法人　監督役員 株式会社日本レジストリサービス　監査役（社外）
鈴　木　大　輔	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　弁護士
田　宮　弘　志	電気興業株式会社　監査役（社外） トーア再保険株式会社　取締役（社外）

（注）1．監査役　堀内巧氏は、2020年8月20日付で全国農業協同組合中央会　監事を退任しております。
2．監査役 鈴木大輔氏が兼職しております渥美坂井法律事務所弁護士法人と当行との間には、貸出金の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
横　井　のり枝	4年9か月	当事業年度開催の取締役会21回のうち18回出席しております。	長年にわたる経済産業界の研究を通じて培った知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。また、経営・指名諮問委員会の議長として業務執行の適切な評価と監督等を行っております。
根　本　祐　一	1年9か月	当事業年度開催の取締役会21回のうち21回出席しております。	信用保証協会の理事を務めるなど経営者としての視点から、県内の中小企業および小規模事業者の金融円滑化に携わった知識や経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。また、報酬諮問委員会の議長として報酬等を含めた業務執行の適切な評価と監督等を行っております。
堀　内　　巧	4年9か月	当事業年度開催の取締役会21回のうち21回出席し、また監査役会20回のうち20回出席しております。	公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
鈴　木　大　輔	1年9か月	当事業年度開催の取締役会21回のうち20回出席し、また監査役会20回のうち19回出席しております。	弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
田　宮　弘　志	0年9か月	監査役就任後の当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席し、また監査役会14回のうち14回出席しております。	会社役員、会社監査役等の経営者としての経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	6名	24百万円	該当事項はありません。

(注) 1．報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．期末現在の人員は、社外役員5名であります。支給人員と期末人員が相違しているのは、第96期定時株主総会で辞任した1名が含まれているためであります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	333,000千株
	第三種優先株式	10,000千株
	第四種優先株式	100,000千株
発行済株式の総数	普通株式	82,553千株
	第三種優先株式	―
	第四種優先株式	70,000千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	22,325名
第三種優先株式	―
第四種優先株式	1名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,147千株	6.23%
筑波銀行行員持株会	4,549	5.51
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,518	4.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	2,231	2.70
株式会社広沢製作所	1,591	1.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	1,256	1.52
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	1,114	1.35
株式会社日本カストディ銀行（信託口1）	958	1.16
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	938	1.13
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	913	1.10

(注) 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済み株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

第四種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	70,000千株	100.00%

(4) 役員保有株式

当事業年度に職務執行の対価として役員に交付した株式については、該当事項はありません。

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 宮田世紀 指定有限責任社員 業務執行社員 大森敏晃	64	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの妥当性等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。 会計監査人に対して報酬等を支払った非監査業務(公認会計士法第2条第1項)の内容は、日本版CRS及びFATCA対応の指導・助言業務等であります。

(注) 1．金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
3．当行および当行子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は67百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

（4）会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当する場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

ロ．当行の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社

該当ありません。

７．財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する方針

該当事項はありません。

８．業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況の概要

（1）内部統制システム構築の基本方針

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当行の業務ならびに当行および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針として取締役会において決議した事項は以下の通りです。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）当行は、企業倫理の確立と法令遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取組みます。

（イ）頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令等遵守に関する重要事項の審議を行います。

（ウ）取締役会は、コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図ります。

（エ）当行および当行子会社の役職員が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談できるよう、外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図ります。

（オ）取締役会は、顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備します。

（カ）当行は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適切性を確保します。
また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行います。
（キ）当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しません。
（ク）当行は、適切かつ十分な金融仲介機能を発揮するため、金融円滑化に関する方針・規程を定め、その取組みを通じて地域社会・経済の発展に貢献します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（ア）取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき保存、管理します。
（イ）当行は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（ア）リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努めます。
（イ）リスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対する報告を行います。
（ウ）各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針・規程等を定め、損害・損失の発生等を抑制する体制を構築します。
（エ）監査部署は、本部、営業店および子会社の業務を監査し、その結果法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は直ちに取締役会等に報告する体制を構築します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（ア）協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行います。
（イ）取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、取締役会が選任した執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行います。取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとしています。

⑤次に掲げる体制その他の当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）子会社における業務執行については、子会社管理基準に基づき運営、管理する統括部署を置き、適切な管理・指導を行い、業務の状況について適時報告を受けています。

（イ）当行の監査部署は、必要に応じて当行子会社へ立ち入り、監査を行います。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役を補助すべき使用人として、補助使用人１名以上を配置することとし、監査役による補助使用人に対する指揮命令権を明確化します。また、補助使用人の権限を明確化し、補助使用人の任命、異動等については、監査役の意見を尊重するなど、補助使用人の取締役からの独立性を確保します。

⑦次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役および使用人が監査役に報告するための体制
・子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制
・上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（ア）取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役（会）に遅滞なく報告するものとしています。

　また、監査役は必要に応じて、取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求めることができるものとします。

（イ）前号の報告をした者に対し、不利な取扱いを行わないことを確保します。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととします。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができます。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査について意見交換を行います。

　また、監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、内部監査部署、コンプライアンス・リスク統括部署等との情報交換を行う体制を確保し、監査の実効性を高めます。

(2) 当行における基本方針の運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に基づく当期の運用状況の概要は以下の通りです。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制等

・取締役会においてコンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを策定し、行内におけるコンプライアンス重視の組織風土の醸成およびその実践の徹底に取組んでおります。
・頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を2か月毎に開催し、法令等遵守に関する重要事項について協議・報告を実施しております。
・「反社会的勢力への対応方針」を策定し、組織としての対応、外部専門機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、裏取引や資金提供の禁止を定めております。
・取締役の職務の執行は役付取締役で構成される常務会運営により効率化され、職務の執行に係る情報は適切に管理されております。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を策定し、リスク種類毎の管理態勢の整備に取組んでおります。
・リスク管理委員会を毎月開催し、リスク管理にかかる事項について協議・報告を行っています。
・監査部は、本部、営業店および当行子会社の業務を監査し、その結果を取締役会に報告しております。

③次に掲げる体制その他の当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社管理基準に基づき、各子会社に対しては子会社の統括部署である総合企画部が業務執行に係る協議を行うとともに業務状況等について報告を受ける態勢を整え、管理・指導を行っております。
・監査部は、内部監査規程に基づき、原則として毎年1回、当行子会社の監査を実施しております。

④監査役監査の実効性を確保するための体制
・監査役会規程および監査役監査基準を定めて運用しております。
・専任の補助使用人を配置し、補助使用人の業務執行者からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性を確保しております。
・監査役は必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めております。
・監査役に対し報告をしたことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するよう取締役会に要請しております。
・職務の執行上必要と認める費用については、予算計上・事後費用等の手続きによる当行に対する請求権を有しております。
・代表取締役との定期的会合を開催し、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を構築しております。
・監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

9．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12．その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある時は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

・当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

以　上

第97期末（2021年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**357,135**	**預金**	**2,404,457**
現金	26,186	当座預金	52,736
預け金	330,949	普通預金	1,477,697
買入金銭債権	**919**	貯蓄預金	13,028
商品有価証券	**231**	通知預金	2,557
商品国債	157	定期預金	830,599
商品地方債	74	定期積金	11,130
金銭の信託	**2,969**	その他の預金	16,708
有価証券	**476,221**	**債券貸借取引受入担保金**	**16,000**
国債	45,649	**借用金**	**158,000**
地方債	181,634	借入金	158,000
社債	109,950	**外国為替**	**44**
株式	5,172	売渡外国為替	15
その他の証券	133,813	未払外国為替	28
貸出金	**1,814,648**	**その他負債**	**5,213**
割引手形	5,016	未決済為替借	13
手形貸付	104,274	未払法人税等	246
証書貸付	1,626,102	未払費用	1,011
当座貸越	79,255	前受収益	1,657
外国為替	**6,353**	給付補填備金	62
外国他店預け	6,347	金融派生商品	892
取立外国為替	5	資産除去債務	120
その他資産	**17,066**	その他の負債	1,209
未決済為替貸	0	**賞与引当金**	**752**
前払費用	328	**退職給付引当金**	**326**
未収収益	1,971	**執行役員退職慰労引当金**	**49**
金融商品等差入担保金	2,982	**睡眠預金払戻損失引当金**	**138**
その他の資産	11,784	**ポイント引当金**	**15**
有形固定資産	**21,847**	**偶発損失引当金**	**297**
建物	10,508	**再評価に係る繰延税金負債**	**321**
土地	9,811	**支払承諾**	**843**
建設仮勘定	136	**負債の部合計**	**2,586,459**
その他の有形固定資産	1,391	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**4,443**	**資本金**	**48,868**
ソフトウェア	3,294	**資本剰余金**	**30,447**
その他の無形固定資産	1,149	資本準備金	9,376
前払年金費用	**2,714**	その他資本剰余金	21,070
繰延税金資産	**2,068**	**利益剰余金**	**30,929**
支払承諾見返	**843**	利益準備金	946
貸倒引当金	**△9,995**	その他利益剰余金	29,982
		繰越利益剰余金	29,982
		自己株式	**△7**
		株主資本合計	**110,238**
		その他有価証券評価差額金	**439**
		土地再評価差額金	**330**
		評価・換算差額等合計	**769**
		純資産の部合計	**111,008**
資産の部合計	**2,697,468**	**負債及び純資産の部合計**	**2,697,468**

第97期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**35,573**
資金運用収益	**24,619**	
貸出金利息	20,512	
有価証券利息配当金	4,057	
コールローン利息	△14	
預け金利息	51	
その他の受入利息	13	
役務取引等収益	**7,848**	
受入為替手数料	1,387	
その他の役務収益	6,460	
その他業務収益	**1,236**	
国債等債券売却益	1,167	
その他の業務収益	68	
その他経常収益	**1,869**	
償却債権取立益	408	
株式等売却益	554	
金銭の信託運用益	125	
その他の経常収益	780	
経常費用		**33,479**
資金調達費用	**634**	
預金利息	143	
コールマネー利息	△0	
債券貸借取引支払利息	491	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**3,891**	
支払為替手数料	387	
その他の役務費用	3,504	
その他業務費用	**1,296**	
外国為替売買損	76	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	1,218	
営業経費	**24,953**	
その他経常費用	**2,703**	
貸倒引当金繰入額	1,731	
貸出金償却	279	
株式等売却損	55	
株式等償却	118	
その他の経常費用	518	
経常利益		**2,094**
特別利益		**4,430**
固定資産処分益	37	
子会社株式売却益	4,235	
子会社清算益	131	
移転補償金	26	
特別損失		**1,269**
固定資産処分損	133	
減損損失	391	
債券貸借取引解約損	745	
税引前当期純利益		**5,255**
法人税、住民税及び事業税	**183**	
法人税等調整額	**94**	
法人税等合計		**277**
当期純利益		**4,977**

第97期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	863	25,421	26,285	△7	105,594
当期変動額					
剰余金の配当	83	△499	△416		△416
当期純利益		4,977	4,977		4,977
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩		82	82		82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	83	4,561	4,644	△0	4,644
当期末残高	946	29,982	30,929	△7	110,238

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,814	413	△3,401	102,192
当期変動額				
剰余金の配当				△416
当期純利益				4,977
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩				82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,253	△82	4,171	4,171
当期変動額合計	4,253	△82	4,171	8,815
当期末残高	439	330	769	111,008

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社　筑波銀行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　田　世　紀　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　森　敏　晃　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社筑波銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第97期末（2021年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	357,135	預金	2,404,160
買入金銭債権	919	債券貸借取引受入担保金	16,000
商品有価証券	231	借用金	158,000
金銭の信託	2,969	外国為替	44
有価証券	476,156	その他負債	5,224
貸出金	1,814,648	賞与引当金	771
外国為替	6,353	退職給付に係る負債	233
その他資産	17,105	役員退職慰労引当金	1
有形固定資産	21,848	執行役員退職慰労引当金	52
建物	10,508	睡眠預金払戻損失引当金	138
土地	9,811	ポイント引当金	15
建設仮勘定	136	偶発損失引当金	297
その他の有形固定資産	1,391	再評価に係る繰延税金負債	321
無形固定資産	4,443	支払承諾	843
ソフトウェア	3,294	負債の部合計	2,586,104
その他の無形固定資産	1,149	（純資産の部）	
退職給付に係る資産	4,180	資本金	48,868
繰延税金資産	1,574	資本剰余金	30,447
支払承諾見返	843	利益剰余金	31,099
貸倒引当金	△9,995	自己株式	△7
		株主資本合計	110,408
		その他有価証券評価差額金	439
		土地再評価差額金	330
		退職給付に係る調整累計額	1,132
		その他の包括利益累計額合計	1,902
		純資産の部合計	112,310
資産の部合計	2,698,415	負債及び純資産の部合計	2,698,415

第97期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**35,791**
資金運用収益	**24,327**	
貸出金利息	20,512	
有価証券利息配当金	3,765	
コールローン利息及び買入手形利息	△14	
預け金利息	51	
その他の受入利息	13	
役務取引等収益	**8,329**	
その他業務収益	**1,236**	
その他経常収益	**1,898**	
償却債権取立益	408	
その他の経常収益	1,489	
経常費用		**33,323**
資金調達費用	**634**	
預金利息	142	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	
債券貸借取引支払利息	491	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**3,705**	
その他業務費用	**1,296**	
営業経費	**25,153**	
その他経常費用	**2,534**	
貸倒引当金繰入額	1,592	
その他の経常費用	942	
経常利益		**2,467**
特別利益		**987**
固定資産処分益	37	
子会社株式売却益	923	
移転補償金	26	
特別損失		**1,270**
固定資産処分損	134	
減損損失	391	
債券貸借取引解約損	745	
税金等調整前当期純利益		**2,184**
法人税、住民税及び事業税	**323**	
法人税等調整額	**99**	
法人税等合計		**423**
当期純利益		**1,760**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,760**

第97期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	29,672	△7	108,981
当期変動額					
剰余金の配当			△416		△416
親会社株主に帰属する当期純利益			1,760		1,760
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			82		82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	1,426	△0	1,426
当期末残高	48,868	30,447	31,099	△7	110,408

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△3,814	413	△276	△3,678	105,303
当期変動額					
剰余金の配当					△416
親会社株主に帰属する当期純利益					1,760
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,253	△82	1,408	5,580	5,580
当期変動額合計	4,253	△82	1,408	5,580	7,006
当期末残高	439	330	1,132	1,902	112,310

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社　筑波銀行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　田　世　紀　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　森　敏　晃　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社筑波銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社　筑波銀行　監査役会

常勤監査役	尾崎　聡	㊞
常勤監査役	杉山　勉	㊞
監査役（社外監査役）	堀内　巧	㊞
監査役（社外監査役）	鈴木大輔	㊞
監査役（社外監査役）	田宮弘志	㊞

以　上

＝株主総会会場のご案内＝

当行つくば本部ビル　所在地　茨城県つくば市竹園一丁目7番
電　話　029(859)8111(大代表)

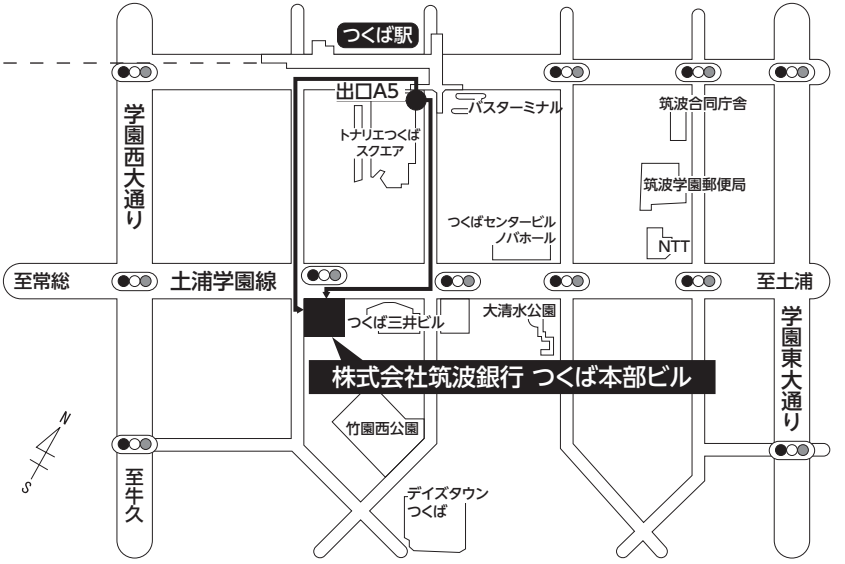

○交通および送迎のご案内
鉄道：つくばエクスプレス（ＴＸ）「つくば」駅下車徒歩７分（出口Ａ５番）
バス：ＪＲ常磐線　土浦駅・荒川沖駅・ひたち野うしく駅からつくばセンター行下車７分

【つくば本部所在地:広域図】

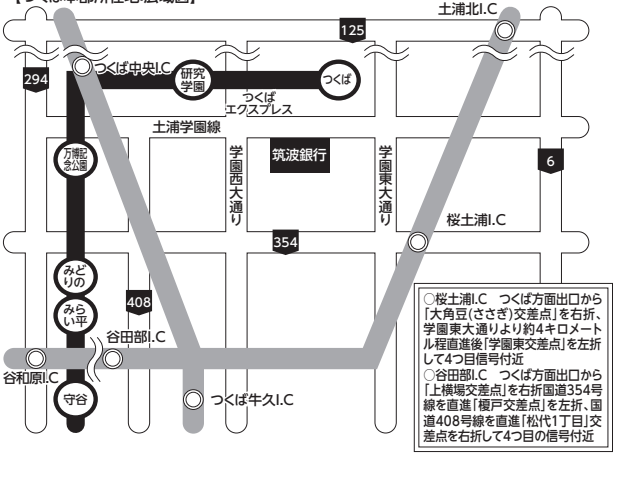

○桜土浦I.C　つくば方面出口から「大角豆(ささげ)交差点」を右折、学園東大通りより約4キロメートル程直進後「学園東交差点」を左折して4つ目信号付近
○谷田部I.C　つくば方面出口から「上横場交差点」を右折国道354号線を直進「榎戸交差点」を左折、国道408号線を直進「松代1丁目」交差点を右折して4つ目の信号付近

JR土浦駅よりお越しの方(送迎あり)

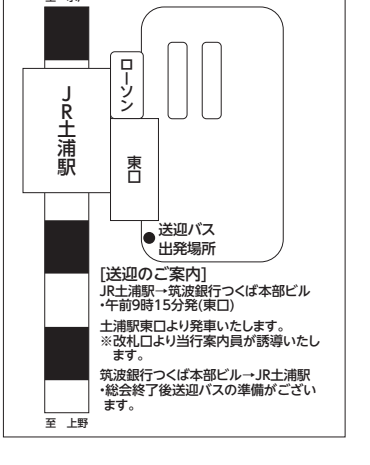

[送迎のご案内]
JR土浦駅→筑波銀行つくば本部ビル
・午前9時15分発(東口)
土浦駅東口より発車いたします。
※改札口より当行案内員が誘導いたします。
筑波銀行つくば本部ビル→JR土浦駅
・総会終了後送迎バスの準備がございます。